

消防計画

(南海トラフ地震防災対策計画を含む)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は、_____の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防並びに南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波から円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命安全確保並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は_____に勤務し又は出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は_____とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) 管理権限者に対する助言及び報告
- (7) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物火気使用器具及び消防用設備等の点検検査を行う自主点検検査員を別表1のとおり指定する。

(火元責任者の業務)

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

(自主点検検査員の業務)

第7条 自主点検、検査員は次の業務を行うものとする。

- (1) 自主点検員は、消防用設備等について別に定める点検票にもとづき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- (2) 自主検査員は、建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について別に定める検査票にもとづき検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

(自主点検検査の時期)

第8条 自主点検検査の実施時期は次のとおりとする。

点検実施月日 消防用設備等	実 施 月 日		点検実施月日 点検対象別	実施月日
	機能点検	総合点検		
消 火 器	月 日	月 日	建 築 物 等	月 日
(屋内 ・ 屋外) 消 火 栓 設 備	月 日		火 気 使 用 施 設	月 日
自動火災報知設備	月 日		危 険 物 施 設	月 日
誘 導 灯	月 日		電 気 設 備	月 日
非 常 警 報 設 備 (放送設備を含む)	月 日			月 日
		月 日		月 日
				月 日

(点検検査結果の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物維持台帳」に記入するとともに、消防用設備等の点検結果については、_____年に1回坂出市消防長に報告しなければならない。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) その他防火管理上必要な事項

(従業員の遵守事項)

第11条 _____に勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関(119)に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

(火気使用時の遵守事項)

第12条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備機器は、使用前、使用后必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には、吸いがら等を指定場所へ集めること。

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第13条 _____の自衛消防組織として_____を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を別表2のとおり指定する。

係	別	任 務 内 容
隊	長	○自衛消防隊の各係に対し、指揮、命令を行うとともに消防隊と密な連携を図る。 ○避難状況の把握を行う。
指	揮	係
通	報	連
絡	係	○消防関係に対する通報及び確認を行う。 ○出火の通報及び消防隊への状況の提供にあたる。
消	火	係
避	難	誘
導	係	○非常口等を開放し避難誘導にあたる。 ○避難器具の設定、操作にあたる。

(避難経路図等)

第14条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員すべてに周知徹底しなければならない。

第5章 震災対策

(組織)

第15条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第3のとおり指定する。

- (1) 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第16条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - (2) 南海トラフ地震が発生したことを各班に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - (3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - (4) 従業員を_____（例えば「____号館前」など具体的に）に集合させ避難させること。
 - (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行なわせること。
- 2 隊長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合には、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 情報収集連絡班に情報の収集にあたらせる。
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 3 隊長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 当該情報の原因となる最初の地震発生から1週間、国からの呼びかけや、避難情報の発令等に基づき、後発地震の発生に対して警戒する措置をとる旨を従業員に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - (2) 後発地震に警戒する措置として、従業員及び顧客等に対し、1週間の事前避難が必要である旨を周知すること。ただし、最初の地震により津波警報等が発表されており、すでに非難を行っている場合には、避難の継続を周知すること。
 - (3) 避難誘導班に顧客等の事前避難の誘導にあたらせること。ただし、最初の地震により、すでに緊急避難場所等への避難を行っている場合であって、他の避難先等へ移動（福

社避難所への移動や、保護者や提携先の別施設への引き渡し等）する場合には、「避難指示（緊急）」が解除され、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されてから移動を開始すること。

（４） 従業員等に対し、顧客等の保護者に対する連絡や引継ぎについて指示を行うこと。

（５） 事業継続が困難な場合には、臨時休業等の対応についても検討すること。

※その他、施設の性質に応じ、必要な事項を定めること。

４ 隊長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、次の措置を講ずるものとする。

当該情報発表の原因となる最初の地震発生から１週間、また、当該情報発表の原因となるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は当該ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間、後発地震に対して注意する旨を従業員等に伝達すること。

５ 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

（従業員の責務）

第１７条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

（情報収集連絡班の業務）

第１８条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

（１） 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

（２） 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

（３） あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

（避難誘導班の業務）

第１９条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

（１） 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第_____の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導等の際には、自身の安全にも配慮すること。

（２） 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは顧客等を避難誘導すること。

（３） 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

（４） 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

第20条 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、_____消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第21条 隊長_____が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第22条 隊長_____が従業員に対して行う教育は次による。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

第23条 隊長_____が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (5) 各地域における避難地及び避難路に関する知識

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施時期及びその内容)

第24条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

実施日及び内容 対 象 物	実施月日	内 容
全 従 業 員	月 日	(1) 消防計画の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 従業員各自の任務及び責任の周知徹底 (4) 震災対策に関する基本的事項 (5) その他火災予防上必要な事項
	月 日	
	月 日	
	月 日	
新 入 社 員	その都度	

(訓練実施時期及びその内容)

第25条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓 練 種 別		実施月日	訓 練 内 容
総 合 訓 練		月 日	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請する。
		月 日	
部分訓練	消火訓練	月 日	消火器具の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
		月 日	
	通報訓練	月 日	消防機関（１１９）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
		月 日	
	避難訓練	月 日	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。
		月 日	
震災対策訓練		月 日	情報収集、情報伝達並びに津波からの避難を行う。
		月 日	

(訓練の実施報告)

第26条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は別添え「消防訓練実施計画報告書」により坂出市消防署へ通知し、その結果については「消防訓練実施結果報告書」にて坂出市消防署に報告するものとする。

付 則

この消防計画は、_____年 _____月 _____日から実施する。

火災予防管理組織編成表

別 表 1

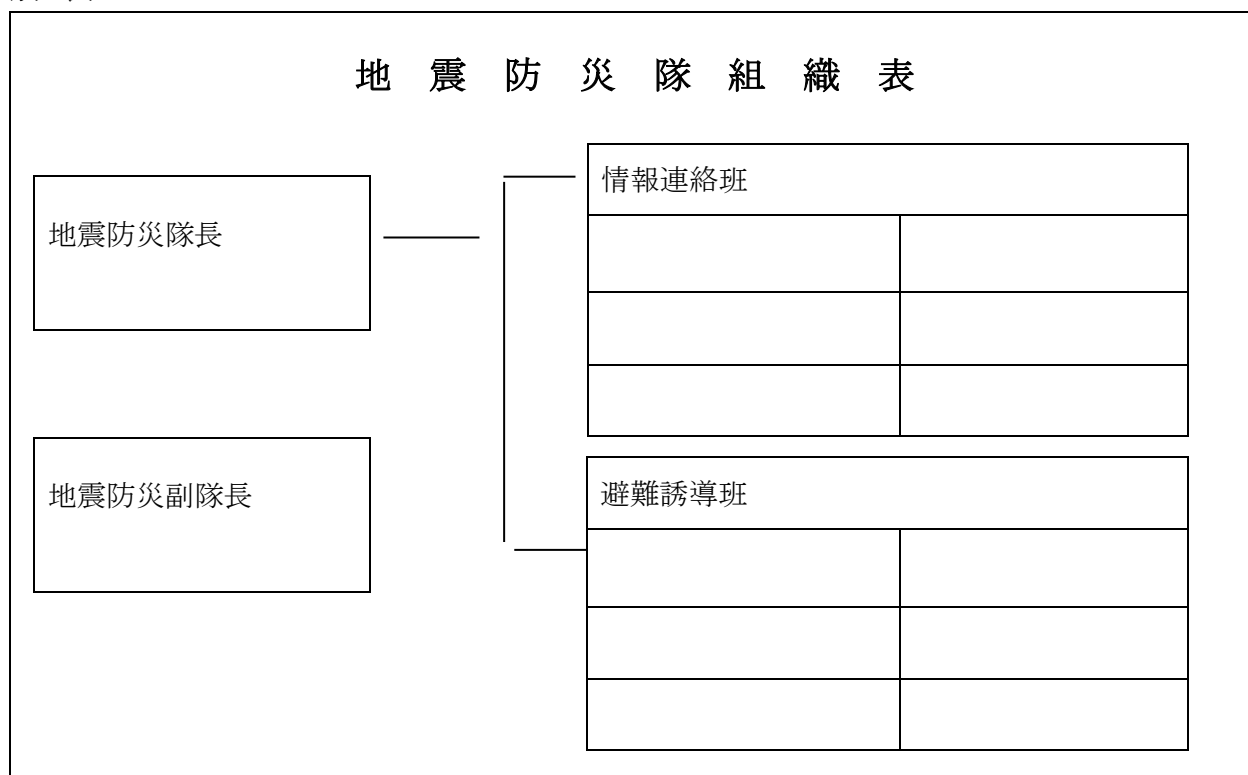
防 火 管 理 者	担 当 区 域	火 元 責 任 者
氏 名 _____	事 務 所	氏名_____
	ホ ー ル	氏名_____
	厨 房	氏名_____
	自主点検検査別	責 任 者
	建 物 等	氏名_____
	火 気 使 用 設 備 器 具	氏名_____
	危 険 物 施 設	氏名_____
	電 気 施 設	氏名_____
	消 火 器	氏名_____
	警 報 設 備	氏名_____
	避 難 器 具	氏名_____
	誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識	氏名_____

自衛消防隊編成表

別 表 2

自 衛 消 防 隊 長	係 別	氏 名
氏 名 _____	指 揮 係	氏名_____
		氏名_____
	通 報 連 絡 係	氏名_____
	消 火 係	氏名_____
		氏名_____
		氏名_____
	避 難 誘 導 係	氏名_____
		氏名_____
		氏名_____
		氏名_____

別 表 3



地 震 防 災 活 動 要 領	
担 当 区 分	任 務 内 容
地震防災隊長	1.地震及び津波に関する情報収集にあたらせること。 2.地震が発生したことを各班長に連絡すること。 3.顧客等の避難誘導にあたらせること。 4.従業員を指定場所に集合させること。
情報収集連絡班	1.地震及び津波に関する情報の収集に努め隊長に報告 2.地震及び津波に関する情報等を顧客、従業員に伝えること 3.場合に応じた顧客等に対する情報伝達の例文、手段を定める
避難誘導班	1.建物内の避難路の確保及び安全の確認すること 2.避難場所までの経路を示した地図を掲出、別図の位置につくこと 3.避難誘導開始の指示を受け顧客等を避難誘導すること 4.拡声器等を用い避難方法や方向を指示、混乱防止に努めること 5.避難誘導が完了すれば隊長へ報告すること

別図第_____（建物内の避難経路並びに避難誘導班の配置図）

